

熊本地震の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

平成 29 年 1 月 25 日付け 28 林整計第 310 号
林野庁森林整備部長から九州森林管理局総務企画部長、
熊本県農林水産部長あて
〔最終改正〕令和 7 月 3 月 19 日付け 6 林整計第 632 号

熊本地震により被災した熊本県においては、復旧・復興事業等工事量の増大によるダンプトラック等の不足で森林整備保全事業標準歩掛等と施工実態との間で、乖離が生じていることを踏まえ、「熊本地震の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成 29 年 1 月 25 日付け 28 林整計第 310 号森林整備部長通知）及び「熊本地震の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成 29 年 10 月 31 日付け 29 林整計第 242 号森林整備部長通知）により、1 日当たり作業量の補正及び間接工事費の補正の試行を行ってきたところである。

上記両通知による試行については、施工実態等を踏まえて一部見直しを行い、下記のとおり令和 7 年度も継続することとしたので、令和 8 年 3 月 31 日までに入札締切日を設定する工事に適用し、適切に対処されたい。

記

1. 対象工事

熊本県内で実施される工事で、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札締切日を設定する工事

2. 補正方法

(1) 土工に関する作業量の補正

補正内容：標準作業量を 10%低下する補正

(2) 間接工事費の補正

補正係数：「森林整備保全事業設計積算要領」等により各工種区分に従って
対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

共通仮設費：1.1 現場管理費：1.1

3. その他

入札説明書等において、当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出に当たっては、本通知に基づき算出すること。なお、既に入札公告を行っている場合には、入札説明書等を修正するものとする。

(担当：計画課施工技術班積算基準係)